

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―二（用語の定義）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月二十四日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一―二―四

人事院規則一―二（用語の定義）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〽三十二（略）</p> <p>三十三 「全体評語」とは、人事評価政令第九</p>	<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〽三十二（略）</p> <p>（新設）</p>

条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。

三十四 「卓越して優秀」とは、人事評価

政令第六条第二項第三号に掲げる職員（以下

「六段階評価職員」という。）に付される全体評語のうち最上位の段階のものをいう。

三十五 「非常に優秀」とは、六段階評価

職員に付される全体評語のうち最下位の段階より四段階上位の段階のものをいう。

三十六 「優良」とは、六段階評価職員に

付される全体評語のうち最下位の段階より三

（新設）

（新設）

（新設）

段階上位の段階のものをいう。

三十七 「良好」とは、六段階評価職員に付される全体評語のうち最下位の段階より二段階上位の段階のものをいう。

三十八 「やや不十分」とは、六段階評価職員に付される全体評語のうち最下位の段階より一段階上位の段階のものをいう。

三十九 「不十分」とは、六段階評価職員に付される全体評語のうち最下位の段階のものをいう。

(新設)

(新設)

(新設)

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。